

平成29年度創業支援事業者補助金 新旧対照表

年度 変更項目	平成29年度	平成28年度
一認定連携創業支援事業計画あたりの申請可能補助事業計画書	(1)一般事業と(2)地域需要創造事業のいずれか1つ + (3)広域連携事業1つ = 計2つ	1つ
申請する補助事業計画に含まれる認定連携創業支援事業計画の範囲	創業支援事業計画の法律認定(第12回認定:平成29年8月末頃予定)の申請を予定している事業も対象	認定連携創業支援事業計画若しくは素案を各経済産業局に申請済みの創業支援事業計画
申請の区分	(1)一般事業 (2)地域需要創造事業 (3)広域連携事業	一般事業
補助額の割合	申請時及び補助金の額の確定時において、特定創業支援事業に対する補助額の割合が、7割以上となること	定めなし
補助対象経費項目	(1)一般事業と(3)広域連携事業:人件費、謝金、旅費、設備・備品等費、会場借料、広報費、外注費、委託費 (2)地域需要創造事業:人件費、謝金、旅費、会場借料(不動産賃借料を除く)、広報費、外注費、委託費 ※設備・備品等費は対象としない	人件費、謝金、旅費、設備・備品等費、会場借料、広報費、外注費、 その他経費 、委託費
補助額(税抜)の上限と下限	(1)一般事業と(3)広域連携事業:100万円~1000万円 (2)地域需要創造事業:50万円~100万円	100万円~1000万円
補助対象事業の範囲	補助事業計画書における特定創業支援事業を除く創業支援事業は、特定創業支援事業と「併せて行うことで効果的な事業※」とする。 ※「併せて行うことで効果的な事業」は、補助事業計画書における特定創業支援事業と同時又は事後において実施する創業支援事業であり、どの特定創業支援事業と紐付いているかを明示でき、且つ、下記①~⑤のいずれかに該当するもの。 ①ワンストップ相談窓口 ②専門家による個別相談 ③コワーキングスペース・インキュベーション事業(後述の制限有) ④ビジネスプランコンテスト ⑤交流会等	認定連携創業支援事業計画に定められた市区町村以外が行う特定創業支援事業を含む創業支援事業。
コワーキングスペース・インキュベーション事業に関する補助対象経費の範囲	「創業前で特定創業支援事業を受けている、又は、創業前で特定創業支援事業を受けた者」に対して創業支援事業を行うのに要した費用のみを補助対象経費とする。 また、不動産賃借料、設備・備品等費として費用を計上するには、「創業前で特定創業支援事業を受けている、又は、創業前で特定創業支援事業を受けた者」が、インキュベーション・マネージャーを始めとした専門家からの支援を受けることが条件。	定めなし
追加条件等	過去の当補助金執行実績(計画と実績の大幅な乖離)は、以後の補助事業に申請が行われた際の審査参考情報として、評価の対象になることがあります。	定めなし